

四日市市選管告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び同条第6項の規定に基づく令和5年4月23日執行予定の四日市市議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序のくじについて、その行う日時及び場所を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月31日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

1 日 時 令和5年4月16日 午後6時00分

2 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階 選挙管理委員会室

(選挙管理委員会事務局)